

「平成２２年度四国地方公共工事発注者支援技術者」の更新登録について

公共工事の発注関係事務の支援を行うことを目的とした技術者の更新登録を行います。

四国地方公共工事品質確保推進協議会では平成２１年度までに１６０７名の登録を行っており、今回平成２２年度の発注者支援技術者の更新登録を行います。

平成２１年度から公共工事品質確保技術者資格登録の全国統一にともない、四国地方公共工事発注者支援技術者制度につきましては、平成２３年度末をもちまして廃止となり、平成２１年度からは新規登録を廃止し更新登録のみを行っています。

また、今回の更新については上位資格への更新は行いません。

登録制度の内容及び申請方法については、下記のアドレスを参照してください。

<http://www.skr.mlit.go.jp/etc/hinkaku/index.html>

尚、更新登録の申請書の提出期間は下記のとおりとします。

平成２２年５月２０日～平成２２年６月３０日

平成２２年５月１９日

問い合わせ――

四国地方公共工事品質確保推進協議会

【事務局】

国土交通省 四国地方整備局

企画部 技術管理課長

岡村 環 （内線3311）

技術管理課長補佐

山田 敬二（内線3312）

tel : 087-851-8061

「平成 2 2 年度四国地方公共工事発注者支援技術者」の更新登録について

1. 目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」において、国・県以外の者が発注者支援を行うにあたっては、発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験等を有している者でなければならないとされている。また、支援を行う者は中立・公正な立場で、秘密保持を確保できる者でなければならない。

「四国地方公共工事発注者支援技術者」登録制度は、四国地方公共工事品質確保推進協議会（以下「協議会」という。）において、四国地方公共工事発注者支援技術者（以下「支援技術者」という。）を登録し、国及び地方公共団体等への発注者支援等を運営管理する任意制度とする。

2. 支援技術者登録制度の対象業務

支援登録制度の発注者支援業務は、土木・港湾空港関係事業（建築、電気、機械事業は除く）に係る発注者支援業務を対象とする。

3. 発注者支援業務

発注者支援業務	発注者支援業務内容
技術審査	①技術提案書等の技術資料作成支援 ②技術資料の技術審査支援 ③ヒアリングの立会支援
積算	①契約図書の作成支援 ②工事費算出等の積算支援 ③業務費算出等の積算支援
調査・設計	①設計協議等の技術資料作成支援 ②業務の調査支援 ③業務等の資料作成等支援
施工管理	①工事の施工管理（監督）支援
検 査	①工事の完成検査等の支援 ②工事成績評定の評価支援 ③施工体制の調査支援

○技術審査支援業務

- ①技術資料作成支援
入札説明書、技術資料提出申請書、総合評価項目設定、加算点の設定等
- ②技術審査支援
提出された技術資料の確認、照合、整理、評価案作成等
- ③ヒアリング支援
ヒアリング立会、技術者評価案、技術審査再整理等

○積算支援業務

- ①契約図書の作成支援
現地調査、仕様書、設計図面、数量、工程等
- ②工事費算出等の積算支援
積算資料作成、積算データ入力、工事費算出、照査等
- ③業務費算出等の積算支援
積算資料作成、積算データ入力、業務費算出、照査等

○調査・設計支援業務

- ①設計協議等の技術資料支援
地元協議、設計協議、関係機関協議等
- ②業務の調査支援
契約の履行に関する事項、成果品照査等
- ③業務等の資料作成等支援
業務を遂行するための資料作成等

○施工管理（監督）支援業務

- ①工事の施工管理（監督）支援
契約の履行に関する事項、協議・調整に関する事項、検査の立会い等

○検査支援業務

- ①工事の完成検査等支援
中間技術、既済部分、完成検査において、出来形、品質管理等の確認
- ②工事成績評定の評価支援
工事成績評定に基づく、企業及び技術者の評価案作成等
- ③施工体制の調査支援
適正化法に基づく、現場の施工体制の確認等

4. 支援技術者の適用区分

（１）技術者による適用区分

管理技術者とは、支援業務の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者。
担当技術者とは、管理技術者のもとで支援業務を担当する者。

（２）支援業務による適用区分

業務内容に応じて次の３種類の分類とする。

- Ⅰ種：全ての発注者支援の管理技術者及び担当技術者として配置可
- Ⅱ種：技術審査支援、検査支援以外の管理技術者及び全ての担当技術者として配置可
- Ⅲ種：全ての発注者支援の担当技術者として配置可

5. 支援技術者更新登録の資格要件

四国地方公共工事発注者支援技術者に、現在登録されている方。

6. 支援技術者更新登録

平成21年度から公共工事品質確保技術者資格登録の全国統一に伴い、四国地方公共工事発注者支援技術者制度は、平成23年度末に廃止となります。つきましては、支援技術者の新規登録を廃止し、平成23年度末までの更新手続きのみとなりますので、現在既に登録されている方は、有効期限の年度において更新手続きをしてください。

(注：「13. 公共工事品質確保技術者資格制度の全国統一について」を参照。)

(1) 更新登録

更新登録については、一年度に1回とする。

申請のあった者を書類審査のうえ、資格要件を満たした者に登録書の交付を行うものとする。

(2) 更新登録者の有効期間

有効期間は、平成23年度末までとする。

(3) 上位資格への更新

上位資格への更新については、廃止する。

7. 支援技術者の登録の取り消し

登録を受けた支援技術者が資質を欠いた場合並びに法令等に違反した場合には、登録を取り消すことがある。

8. 申請期間

平成22年5月20日（木）～平成22年6月30日（水）

9. 申請方法

申請書類を郵送、持参又は電子メールにて提出先に送付するものとする。

○提出先：四国地方公共工事品質確保推進協議会 事務局

国土交通省四国地方整備局 企画部 技術管理課

〒760-8554 高松市サンポート3番33号

電話：087-851-8061（整備局代表）

電子メール：hinkaku@skr.mlit.go.jp

10. 申請要領配布場所

ホームページに申請要領の「更新登録及び申請書等作成説明書」を掲載していますので内容を確認のうえ、申請願います。

11. 登録内容の変更

これまでに登録した内容のうち、氏名、住所、所属する機関等の名称に変更がある場合は随時受け付けていますので「登録及び申請書等作成説明書」を確認して申請してください。

12. 登録書の再交付

交付済みの登録書を破損又は紛失した場合において再交付が必要になった場合随時受け付けていますので「更新登録及び申請書等作成説明書」を確認して申請してください。

13. 公共工事品質確保技術者資格制度の全国統一について

現在、四国地方公共工事発注者支援技術者の登録制度として運用しておりますが、平成21年度から、全国統一することとなり（社）全日本建設技術協会にて公共工事品質確保技術者資格制度が始まっております。

四国地方公共工事発注者支援技術者に登録されています資格につきましては、全国統一される事により今後は、平成23年度末で廃止されることとなりますのでご了承ください。

「平成２２年度四国地方公共工事発注者支援技術者」 更新登録及び申請書等作成説明書

「平成２２年度四国地方公共工事発注者支援技術者」の更新登録に係わる手続きについては、この更新登録及び申請書等作成説明書によるものとする。

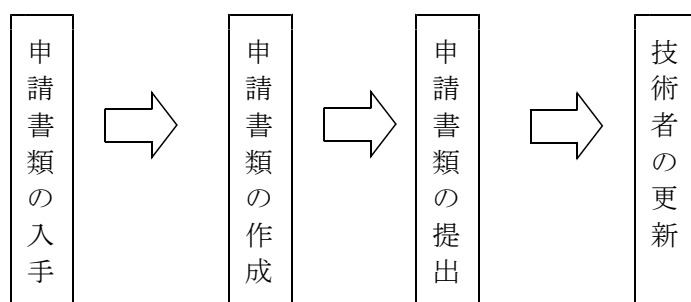
１．登録制度の概要

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」において、国・県以外の者が発注者支援を行うにあたっては、発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験等を有している者でなければならないとされている。また、支援を行う者は中立・公正な立場で、秘密保持を確保できる者でなければならない。

「四国地方公共工事発注者支援技術者」登録制度は、四国地方公共工事品質確保推進協議会（以下「協議会」という。）において、四国地方公共工事発注者支援技術者（以下「支援技術者」という。）を登録し、国及び地方公共団体等への発注者支援等を運営管理する任意制度とする。

２．更新の流れ

更新については、一年度に１回とする。



３．申請書類の提出期間

平成２２年５月２０日（木）～平成２２年６月３０日（水）

４．支援業務の内容

発注者支援業務	発注者支援業務内容
技術審査	①技術提案書等の技術資料作成支援 ②技術資料の技術審査支援 ③ヒアリングの立会支援
積算	①契約図書の作成支援 ②工事費算出等の積算支援 ③業務費算出等の積算支援
調査・設計	①設計協議等の技術資料作成支援 ②業務の調査支援 ③業務等の資料作成等支援
施工管理（監督）	①工事の施工管理（監督）支援
検 査	①工事の完成検査等支援 ②工事成績評定の評価支援 ③施工体制の調査支援

○技術審査支援業務

- ①技術資料作成支援
入札説明書、技術資料提出申請書、総合評価項目設定、加算点の設定等
- ②技術審査支援
提出された技術資料の確認、照合、整理、評価案作成等
- ③ヒアリング支援
ヒアリング立会、技術者評価案、技術審査再整理等

○積算支援業務

- ①契約図書の作成支援
現地調査、仕様書、設計図面、数量、工程等
- ②工事費算出等の積算支援
積算資料作成、積算データ入力、工事費算出、照査等
- ③業務費算出等の積算支援
積算資料作成、積算データ入力、業務費算出、照査等

○調査・設計支援業務

- ①設計協議等の技術資料作成支援
地元協議、設計協議、関係機関協議等
- ②業務の調査支援
契約の履行に関する事項、成果品照査等
- ③業務等の資料作成等支援
業務を遂行するための資料作成等

○施工管理（監督）支援業務

- ①工事の施工管理（監督）支援
契約の履行に関する事項、協議・調整に関する事項、検査の立会い等

○検査支援業務

- ①工事の完成検査等支援
中間技術、既済部分、完成検査において、出来形、品質管理等の確認
- ②工事成績評価の評価支援
工事成績評価に基づく、企業及び技術者の評価案作成等
- ③施工体制の調査支援
適正化法に基づく、現場の施工体制の確認等

5. 支援技術者の資格要件

支援技術者登録申請書の提出者（以下「申請者」という。）に要求される資格要件は以下のとおりとする。

1) 区分

①技術者による区分

管理技術者とは、各支援業務の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者。
担当技術者とは、管理技術者のもとで支援業務を担当する者。

②支援業務による区分

業務内容に応じて次の3種類の分類とする。

Ⅰ種：全ての発注者支援の管理技術者及び担当技術者として配置可

Ⅱ種：技術審査支援、検査支援以外の管理技術者及び全ての担当技術者として配置可

Ⅲ種：全ての発注者支援の担当技術者として配置可

2) 資格要件

四国地方公共工事発注者支援技術者に、現在登録されている方。

6. 支援技術者の更新登録

更新登録については、一年度に1回とする。

7. 申請書作成要領

1) 更新登録申請書の作成

(1) 申請者は、「更新登録申請書に記載する上での留意事項」を厳守の上、必要事項を申請書に記入のうえ提出すること。

なお、規格はA4版とする。

(2) 更新登録申請書に虚偽の記載をした場合は、登録を取り消すことがあるので留意すること。

2) 更新登録申請書に記載する上での留意事項

(1) 様式－1 「四国地方公共工事発注者支援技術者」更新登録申請書

①年月日は、更新登録申請書を提出する日を記載すること。

②申請者の自宅の住所等を記載すること。

登録書等の送付は自宅の方に配達記録の残るもの（本人受け取り）で送付しますので確実に届く住所とすること。

電話番号については、記載内容について確認する場合があるので日中連絡の取れる番号とする。（会社の場合は自宅の番号と（ ）書きで会社と記入した後に番号を記入）

③名前に印は不要。

(2) 様式－2 四国地方公共工事発注者支援技術者の資格等（1）

①更新登録を受ける技術者の種別については、該当する技術者の□にマークを付け既登録番号を記載すること。

②申請者が保有する資格等を記載すること。

資格要件を満たすための資格のうち1つの記載でよい。

技術士等にあつては、登録部門、登録番号及び資格取得年月日を記載する。

3) 更新登録申請書の提出

(1) 提出期間：平成22年5月20日（木）から平成22年6月30日（水）
（必着とする。）

(2) 提出先：四国地方公共工事品質確保推進協議会 事務局
国土交通省四国地方整備局 企画部 技術管理課
〒760-8554 高松市サンポート3番33号
電 話：087-851-8061（整備局代表）
電子メール：hinkaku@skr.mlit.go.jp

(3) 提出方法：下記の方法のみとする。これ以外の提出については無効とする。

①郵送による提出

「支援技術者登録申請書在中」と記入する。

送付については、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

②持参による提出

提出については、上記提出期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分までとする。

③電子メールによる提出

提出する場合は以下によること。これ以外の提出は再提出を求められることがある。

・使用可能ソフト： Just System 一太郎 Ver.10 形式以下
Microsoft word 2000 形式以下

・ファイル容量は2メガバイト以内とすること。

電子メールの場合には返信メールを送信するので返信メールが届かない場合は確認すること。

8. 申請者の更新登録及び通知等

1) 更新登録の通知

登録書については、郵送で通知する。

2) 非登録理由に関する事項

- (1) 更新登録申請書を提出した者のうち、登録されなかった者に対しては、更新登録申請書の申請者宛に選定されなかった旨とその理由（非登録理由）を書面（非登録通知書）により、郵送で通知する。
- (2) 上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に書面（様式は自由）により、推進協議会会長に対して非登録理由についての説明を求めることができる。
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。
- (4) 非登録理由の説明請求の受付場所及び受付時間は下記のとおりである。
 - ①受付場所：四国地方公共工事事質確保推進協議会 事務局
国土交通省四国地方整備局 企画部 技術管理課
〒760-8554 高松市サンポート3番33号
 - ②受付時間：持参による受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。
 - ③受付方法：書面は持参又は郵送により提出するものとし、電話又は電子メールによるものは受け付けない。

9. その他

1) 更新登録及び作成説明書に関する問い合わせ先

- (1) 問い合わせ先：四国地方公共工事事質確保推進協議会 事務局
国土交通省四国地方整備局 企画部 技術管理課
課長補佐 山田（内線 3312）、係長 宮武（内線 3286）
〒760-8554 高松市サンポート3番33号
電 話：087-851-8061（整備局代表）
- (2) 問い合わせの期間：平成22年5月20日（木）から平成22年6月30日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

2) 更新登録申請書の記入等、申請手続きにおいて使用する言語は日本語とする。

3) その他の留意事項

- (1) 更新登録申請書の入手、作成及び提出に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された更新登録申請書は、返却しない。
- (3) 更新登録申請書は、支援技術者登録以外に申請者に無断で使用しない。

10. 登録内容の変更

1) 氏名、住所、所属する機関等の名称の変更

これまでに登録した内容のうち、氏名、住所、所属する機関等の名称に変更がある場合は下記の要領で登録内容の変更を行うものとする。

- (1) 登録内容の変更は随時受付を行う。
- (2) 様式-3「四国地方公共工事発注者支援技術者」登録内容変更申請書
 - ①年月日は、登録変更内容書を提出する日を記載すること。
 - ②申請者の自宅の住所等を記載すること。
電話番号については、記載内容について確認する場合があるので日中連絡の取れる番号とする。（会社の場合は自宅の番号と（ ）書きで会社と記入した後に番号を記入）
 - ③名前に印は不要。

④変更内容は、様式－２を使用して申請する。

前回提出した様式－２の修正箇所を見え消ししたものと、修正したものを提出すること。

1 2. 登録書の再交付

1) 再交付

交付済みの登録書を破損又は紛失した場合において再交付が必要になった場合は下記の要領で再交付の申請を行う。

(1) 再交付の受付は随時行う。

(2) 様式－４「四国地方公共工事発注者支援技術者」登録書再交付申請書

①年月日は、再交付申請書を提出する日を記載すること。

②申請者の自宅の住所等を記載すること。

電話番号については、記載内容について確認する場合があるので日中連絡の取れる番号とする。(会社の場合は自宅の番号と () 書きで会社と記入した後に番号を記入)

③名前に印は不要。

④登録申請時の様式－２を添付して申請する。

「平成２２年度四国地方公共工事発注者支援技術者」
更新登録申請書

平成 年 月 日

四国地方公共工事品質確保推進協議会

会長 殿

（申請者）

氏 名

住 所

電話番号

「平成２２年度四国地方公共工事発注者支援技術者」登録について関心がありますので、下記の資料を添えて提出いたします。

なお、本更新登録申請書の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

１．四国地方公共工事発注者支援業務技術者の資格等（様式－２）

四国地方公共工事発注者支援技術者の資格等（１）

登録申請 書提出者 の名称等	(ふりがな) 氏 名			
			明・大・昭・平 年 月 日	
	住 所 等	(〒) 県 TEL		
	メールアドレス	(携帯電話のアドレスは不可) e-mail:		
	所属する機関等 の名称		役職	
	所 属 先 住 所 等	(〒) 県 TEL FAX		
登録を受ける技術者の種別 (右欄の該当する□をマークする)		☐ 支援技術者Ⅰ種 登録番号 (第 - 号) ☐ 支援技術者Ⅱ種 登録番号 (第 - 号) ☐ 支援技術者Ⅲ種 登録番号 (第 - 号)		
保有する資格 (右欄の該当する□をマークし、必要事項を記入)	☐ 技術士 (部門:) ☐ R C C M 登録番号: 登録番号: 取得年月日: 取得年月日: ☐ 一級土木施工管理技士 ☐ 二級土木施工管理技士 登録番号: 登録番号: 取得年月日: 取得年月日:			

「四国地方公共工事発注者支援技術者」
登録内容変更申請書

平成 年 月 日

四国地方公共工事品質確保推進協議会

会長 殿

（申請者）

氏 名

住 所

電話番号

「四国地方公共工事発注者支援技術者」の登録内容について変更がありますので、下記の資料を添えて提出いたします。

なお、本変更申請書の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

１．四国地方公共工事発注者支援業務技術者の資格等（様式－２）

「四国地方公共工事発注者支援技術者」
登録書再交付申請書

平成 年 月 日

四国地方公共工事品質確保推進協議会

会長 殿

（申請者）

氏 名

生年月日

住 所

電話番号

「四国地方公共工事発注者支援技術者」の登録書の再交付を受けたいので、申請します。

（１）再交付書類 登 録 書

（２）登録番号

（３）再交付申請の理由

「平成２２年度四国地方公共工事発注者支援技術者」
更新登録申請書

平成 年 月 日

四国地方公共工事品質確保推進協議会

会長 殿

（申請者）

氏 名 四国 太郎

住 所 高松市〇〇

電話番号 087-111-1111

「平成２２年度四国地方公共工事発注者支援技術者」登録について関心がありますので、下記の資料を添えて提出いたします。

なお、本更新登録申請書の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

１．四国地方公共工事発注者支援業務技術者の資格等（様式－２）

四国地方公共工事発注者支援技術者の資格等（１）

登録申請書提出者の名称等	(ふりがな) 氏 名		しこく たろう 四国 太郎	
	生 年 月 日		昭和２０年１月１日	
	住 所 等		(〒７６０－〇〇〇〇) 香川県高松市〇〇１－２ TEL 〇８７－〇〇〇－〇〇〇〇	
	メールアドレス		(携帯電話のアドレスは不可) e-mail:	
	所属する機関等の名称		(株) 〇〇コンサルタント	役職 課長
	所属先住所等		(〒７６０－〇〇〇〇) 香川県高松市〇〇１０－１０ TEL 087－〇〇〇－〇〇〇〇 FAX 087－〇〇〇－〇〇〇〇	
登録を受ける技術者の種別 (右欄の該当する□をマークする)		☒ 支援技術者Ⅰ種 既登録番号（第Ⅰ－ 123456789 号） ☐ 支援技術者Ⅱ種 既登録番号（第 - 号） ☐ 支援技術者Ⅲ種 既登録番号（第 - 号）		
保有する資格 (右欄の該当する□をマークし、必要事項を記入)	☒ 技術士（部門：建設部門） ☐ R C C M 登録番号：第〇〇〇〇号 登録番号： 取得年月日：平成元年７月１日 取得年月日： ☐ 一級土木施工管理技士 ☐ 二級土木施工管理技士 登録番号： 登録番号： 取得年月日： 取得年月日：			

<記入例>

様式－４（Ａ４版）

「四国地方公共工事発注者支援技術者」
登録書再交付申請書

平成 年 月 日

四国地方公共工事品質確保推進協議会

会長 殿

（申請者）

氏 名 高松 三郎

生年月日 昭和３５年１２月２５日

住 所 高松市〇〇

電話番号 087-111-1111

「四国地方公共工事発注者支援技術者」の登録書の再交付を受けたいので、申請します。

（１）再交付書類 登 録 書

（２）登録番号 Ⅱ－１２３４５６７８９号

（３）再交付申請の理由 紛失したため。